

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第106号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第107号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第15号 教育委員会の招集……………2

告 示

宇治市告示第106号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年12月1日から14日間

令和5年12月1日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
塔ノ川下居線	宇治善法20番地 宇治善法20番地先	前	5.2 ～6.2	18.0	
	宇治善法20番地 宇治善法20番地先	後	6.5		
木幡238号線	木幡中村46番地の2 木幡中村46番地の2	前	6.0 ～12.3	9.0	
	木幡中村46番地の2 木幡中村46番地の2	後	6.0 ～14.4		
木幡246号線	木幡南山13番地の80 木幡南山13番地の82	前	0.8 ～2.3	28.4	
	木幡南山13番地の80 木幡南山13番地の82	後	2.4 ～7.6		
槇島町21号線	槇島町清水76番地の13 槇島町清水76番地の1	前	5.0	10.2	起点地番「槇島町清水76番地の13」を「槇島町清水76番地の13先」に改正。
	槇島町清水76番地の13先 槇島町清水76番地の1	後	5.0		
広野町67号線	広野町丸山9番地の29 広野町丸山9番地の35	前	4.3 ～5.9	28.3	
	広野町丸山9番地の29 広野町丸山9番地の35	後	5.9 ～6.5		

宇治市告示第107号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年12月1日から14日間

令和5年12月1日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
塔ノ川下居線	宇治善法20番地 宇治善法20番地先	令和5年12月1日
木幡238号線	木幡中村46番地の2 木幡中村46番地の2	令和5年12月1日
木幡246号線	木幡南山13番地の80 木幡南山13番地の82	令和5年12月1日
広野町67号線	広野町丸山9番地の29 広野町丸山9番地の35	令和5年12月1日

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年11月17日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和5年11月20日 午後7時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 令和5年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて
 - 5 令和5年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)